

申立書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

所有者 住 所
氏 名
電 話

このたび、私が建築し、又は取得しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示

所在地 三重県松阪市

家屋番号 _____

2. 入居予定年月日 _____ 年 月 日

3. 現在の家屋の処分方法

- ア. 売却する。
- イ. 賃貸する。
- ウ. 現在の家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等で自己所有でない。
- エ. 親族が住む。
- オ. その他 (以下に具体的に記入してください。)

4. 入居が登記の後になる理由

- ア. 資金を借りるため抵当権設定を急ぐため
- イ. 前住人が未転出のため
- ウ. 本人又は家族等のやむを得ない事情があるため (以下に具体的に記入してください。)

エ. その他 (以下に具体的に記入してください。)

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

添付書類

家屋の処分方法が以下の場合の添付書類。

ア. 現在の家屋の処分方法が売却する場合

- ・ 売買契約（予約）書、媒介契約書等、売却することを証する書類
- ・ 現在の住民票

イ. 現在の家屋の処分方法が賃貸する場合

- ・ 賃貸（予約）書、媒介契約書等、賃貸することを証する書類
- ・ 現在の住民票

ウ. 現在の家屋が自己所有でない場合

- ・ 家主との賃貸借契約書、使用許可証等、自己所有でないことを証明する書類
- ・ 現在の住民票

エ. 現在の家屋は親族が住む場合

- ・ 当該親族の申立書等、今後証明申請者が居住用として使用しないことを証明する書類
- ・ 現在の住民票

オ. その他の場合

- ・ 記入した内容が確認できる書類
- ・ 現在の住民票

入居が登記の後になる理由が以下の場合の添付書類。

（現在の家屋の処分方法が未定の場合に添付してください。）

ア. 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合

- ・ 当該家屋を新築または取得するための資金の貸付等に係る金銭消費契約書、または当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書

イ. 前住人が未転出の場合

- ・ 引渡期日の記載のある売買契約書等

ウ. 本人または家族等のやむを得ない事情がある場合

- ・ やむを得ない事情を明らかにする書類

例：本人または家族が病気の場合

治療期間が記載された医師の診断書

例：子供の学校関係の事情の場合

在学証明書

例：単身赴任の場合

家族が当該家屋に入居した住民票と申請者の在職証明書

エ. その他の場合

- ・ 記入した内容が確認できる書類